

特別養護老人ホーム松ヶ浦荘（指定特別養護老人ホーム）利用料金表

【基本サービス費について】

区分・介護度		基本単位（1日あたり）		
		1割	2割	3割
個室	要介護1	589	1,178	1,767
	要介護2	659	1,318	1,977
	要介護3	732	1,464	2,196
	要介護4	802	1,604	2,406
	要介護5	871	1,742	2,613
多床室	要介護1	589	1,178	1,767
	要介護2	659	1,318	1,977
	要介護3	732	1,464	2,196
	要介護4	802	1,604	2,406
	要介護5	871	1,742	2,613

【食費・居住費について】（R6年7月31日まで）

単位：円

負担段階 (負担限度額認定証)	食費	居住費（多床室）	居住費（個室）
	負担限度額（1日あたり）		
第1段階	300	0	320
第2段階	390	370	420
第3段階①	650	370	820
第3段階②	1,360	370	820
第4段階	1,445	855	1,171

【食費・居住費について】（R6年8月1日から）

単位：円

負担段階 (負担限度額認定証)	食費	居住費（多床室）	居住費（個室）
	負担限度額（1日あたり）		
第1段階	300	0	380
第2段階	390	430	480
第3段階①	650	430	880
第3段階②	1,360	430	880
第4段階	1,445	915	1,231

特別養護老人ホーム松ヶ浦荘（指定特別養護老人ホーム）利用料金表

【加算について】

項番	加算項目	単位区分	基本単位
1	日常生活継続支援加算	1日につき	36単位
2	看護体制加算Ⅰ	1日につき	6単位
3	看護体制加算Ⅱ	1日につき	13単位
4	夜勤職員配置加算	1日につき	22単位
5	生活機能向上連携加算Ⅰ	1か月につき	100単位
6	生活機能向上連携加算Ⅱ【100単位】	1か月につき	200単位
7	個別機能訓練加算Ⅰ	1日につき	12単位
8	個別機能訓練加算Ⅱ	1か月につき	20単位
9	個別機能訓練加算Ⅲ	1か月につき	20単位
10	ADL維持加算Ⅰ（12か月）	1か月につき	30単位
11	ADL維持加算Ⅱ（12か月）	1か月につき	60単位
12	若年性認知症入所者受入加算	1日につき	120単位
13	外泊時費用	1日につき	246単位
14	初期加算	1日につき	30単位
15	再入所時栄養連携加算	1回のみ	200単位
16	栄養マネジメント強化加算	1日につき	11単位
17	退所時栄養情報連携加算	1か月につき	70単位
18	退所時情報提供加算	1回のみ	250単位
19	協力医療機関連携加算Ⅰ（R7年3月31日まで）	1か月につき	100単位
20	協力医療機関連携加算Ⅰ（R7年4月1日から）	1か月につき	50単位
21	協力医療機関連携加算Ⅱ	1か月につき	5単位
22	特別通院送迎加算	1か月につき	594単位
23	経口移行加算	1日につき	28単位
24	経口維持加算Ⅰ	1か月につき	400単位
25	経口維持加算Ⅱ	1か月につき	100単位
26	口腔衛生管理加算Ⅰ	1か月につき	90単位

27	口腔衛生管理加算Ⅱ	1か月につき	110単位
28	療養食加算	1回につき	6単位
29	配置医師緊急時対応加算（早朝or夜間）	1回につき	650単位
30	配置医師緊急時対応加算（深夜）	1回につき	1300単位
31	配置医師緊急時対応加算（時間外）	1回につき	325単位
32	看取り介護加算Ⅱ（死亡日以前31日以上45日以下）	1日につき	72単位
33	看取り介護加算Ⅱ（死亡日以前4日以上30日以下）	1日につき	144単位
34	看取り介護加算Ⅱ（死亡日の前日及び前々日）	1日につき	780単位
35	看取り介護加算Ⅱ（死亡日）	1日につき	1580単位
36	認知症専門ケア加算Ⅰ	1日につき	3単位
37	認知症専門ケア加算Ⅱ	1日につき	4単位
38	認知症チームケア推進加算Ⅰ	1か月につき	150単位
39	認知症チームケア推進加算Ⅱ	1か月につき	120単位
40	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1か月につき	3単位
41	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1か月につき	13単位
42	排せつ支援加算Ⅰ	1か月につき	10単位
43	排せつ支援加算Ⅱ	1か月につき	15単位
44	排せつ支援加算Ⅲ	1か月につき	20単位
45	自立支援促進加算	1か月につき	280単位
46	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	1か月につき	10単位
47	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	1か月につき	5単位
48	新興感染症等施設療養費	1日につき	240単位
49	生産性向上推進体制加算Ⅰ	1か月につき	100単位
50	生産性向上推進体制加算Ⅱ	1か月につき	10単位
51	科学的介護推進体制加算Ⅰ	1か月につき	40単位
52	科学的介護推進体制加算Ⅱ	1か月につき	50単位
53	安全対策体制加算（入所初日）	1回のみ	20単位
54	サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日につき	22単位
55	サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日につき	18単位
56	サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日につき	6単位

57	介護職員処遇改善加算Ⅰ（R6年6月1日から）	合計単位数の	×14%
58	介護職員処遇改善加算Ⅱ（R6年6月1日から）	合計単位数の	×13.6%
59	介護職員処遇改善加算Ⅲ（R6年6月1日から）	合計単位数の	×11.3%
60	介護職員処遇改善加算Ⅳ（R6年6月1日から）	合計単位数の	×9%
61	介護職員処遇改善加算Ⅰ（R6年5月31日まで）	合計単位数の	×8.3%
62	介護職員処遇改善加算Ⅱ（R6年5月31日まで）	合計単位数の	×6.0%
63	介護職員処遇改善加算Ⅲ（R6年5月31日まで）	合計単位数の	×3.3%
64	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（R6年5月31日まで）	合計単位数の	×2.7%
65	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（R6年5月31日まで）	合計単位数の	×2.3%
66	介護職員等ベースアップ等支援加算（R6年5月31日まで）	合計単位数の	×1.6%

【加算の概要】

項番	要件
1	居宅での生活が困難であり、介護老人福祉施設への入所の必要性が高いと認められる方を積極的に入所させるとともに、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し、質の高いサービスを提供した場合に算定します。
2	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定します。
3	基準を超える看護職員を配置し、看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合に算定します。
4	基準を超える夜勤職員を配置している場合に算定します。（定員30人以上50人以下）
5	ご利用いただく方の身体の状態等の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合に3月に限り算定します。 ※6との同時算定はしません。
6	ご利用いただく方の身体の状態等の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合に算定します。 ※個別機能訓練加算を算定している場合【1月あたり100単位】となります。 ※5との同時算定はしません。
7	機能訓練指導員を「基準」により配置し、ご利用いただく方ごとに個別機能訓練計画を作成し、その計画に基づき機能訓練を行っている場合に算定します。
8	7を算定している場合であって、その計画の内容等の情報を適切かつ有効に活用した場合に算定します。
9	8を算定している場合であって、上記16及び26も算定している場合に算定します。
10	ご利用いただく方に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、12か月に限り、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※11との同時算定はしません。
11	ご利用いただく方に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、12か月に限り、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※10との同時算定はしません。
12	若年性認知症入所者に対して、指定介護福祉施設サービスを行った場合に算定します。
13	ご利用いただく方が、入院または外泊をされた場合に算定します。（1月に6日を上限とします。ただし、1回の入院または外泊において月をまたがる場合は最大で12日分を算定します。） ※入院・外泊により空いたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意していただき、かつ、実際に活用した場合、その該当日数を算定から除外します。

14	入所した日から起算して30日以内の期間について算定します。また、30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も、同様とします。
15	ご利用いただく方が医療機関に入院し、その退院後に再び入所する際に「基準」に定められている特別食等を必要とし、かつ管理栄養士が個別の栄養ケア計画を策定した場合に算定します。
16	ご利用いただく方ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定します。 ※17との同時算定はしません。
17	特別食を必要とする、又は低栄養状態にあると判断されたご利用いただく方が退所する際に、管理栄養士が医療機関等に栄養管理に関する情報を提供した場合に算定します。 ※16との同時算定はしません。
18	ご利用いただく方が退所し、医療機関に入院される場合において、当該医療機関にご利用者の情報を提供し、紹介を行った場合に算定します。
19	ご利用いただく方の病状の急変等に備えるため、あらかじめ「基準」の要件を満たした協力医療機関、協力歯科医療機関を定めており、当該協力医療機関との間で、ご利用いただく方の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に算定します。 ※21との同時算定はしません。 (R7年3月31日まで)
20	ご利用いただく方の病状の急変等に備えるため、あらかじめ「基準」の要件を満たした協力医療機関、協力歯科医療機関を定めており、当該協力医療機関との間で、ご利用いただく方の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に算定します。 ※21との同時算定はしません。 (R7年4月1日から)
21	ご利用いただく方の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関、協力歯科医療機関を定めており、当該協力医療機関との間で、ご利用いただく方の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に算定します。 ※19.20との同時算定はしません。
22	透析を要するご利用いただく方で、家族や病院等による送迎が困難であり、1月に12回以上、通院のための送迎を行った場合に算定します。
23	経管により栄養を摂取しているご利用いただく方が経口による食事の摂取を進める為に、医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、専門職による支援が行われた場合に算定します。 ※24との同時算定はしません。
24	経口による食事摂取をしている摂食機能障害を有したご利用いただく方の栄養管理をする為、多職種の職員が共同し食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を行えるよう支援した場合に算定します。 ※23との同時算定はしません。
25	24に該当するご利用いただく方の食事の観察及び会議等に、医師（配置医師を除く）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、24と同時に算定します。
26	ご利用いただく方に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、「基準」の区分に従い算定します。 ※27との同時算定はしません。
27	ご利用いただく方に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、「基準」の区分に従い算定します。 ※26との同時算定はしません。
28	医師の食事箋に基づいた食事を提供した場合に算定します。
29	配置医師が、早朝(am.6:00-am.8:00)又は夜間(pm.6:00-pm.10:00)に、施設を訪問してご利用いただく方に対し診療を行った場合に算定します。
30	配置医師が、深夜(pm.10:00-am.6:00)に、施設を訪問してご利用いただく方に対し診療を行った場合に算定します。
31	配置医師が、通常の勤務時間外（上記の早朝、夜間、深夜を除く）に、施設を訪問してご利用いただく方に対し診療を行った場合に算定します。
32	医師が終末期にあると判断した場合、ご利用いただく方・ご家族の意思を確認し、「看取り介護の指針」に基づき同意を得た上で、看取り介護を行った場合に算定します。（死亡日以前31日以上45日以下）

33	医師が終末期にあると判断した場合、ご利用いただく方・ご家族の意思を確認し、「看取り介護の指針」に基づき同意を得た上で、看取り介護を行った場合に算定します。（死亡日以前4日以上30日以下）
34	医師が終末期にあると判断した場合、ご利用いただく方・ご家族の意思を確認し、「看取り介護の指針」に基づき同意を得た上で、看取り介護を行った場合に算定します。（死亡日の前日及び前々日）
35	医師が終末期にあると判断した場合、ご利用いただく方・ご家族の意思を確認し、「看取り介護の指針」に基づき同意を得た上で、看取り介護を行った場合に算定します。（死亡日）
36	認知症のご利用いただく方に対して専門的な認知症ケアを行い、かつ認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、日常生活に支障があり、介護を必要とする認知症のご利用いただく方が一定割合以上の場合に算定します。 ※37.38.39との同時算定はしません。
37	36に加え、認知症ケアに関する技術的指導に係る研修を修了した職員を配置・指導実施し、認知症ケアに関する研修計画を作成し研修を実施又は実施予定としている場合に算定します。 ※36.38.39との同時算定はしません。
38	認知症のご利用いただく方が一定割合以上の施設で、認知症に関する専門的な研修を修了した職員等を配置しており、かつ複数人の介護者でチームを組み、介護を提供した場合に算定します。 ※36.37.39との同時算定はしません。
39	認知症のご利用いただく方が一定割合以上の施設で、認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置しており、かつ複数人の介護者でチームを組み、介護を提供した場合に算定します。 ※36.37.38との同時算定はしません。
40	継続的にご利用いただく方ごとの褥瘡管理をした場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※41との同時算定はしません。
41	継続的にご利用いただく方ごとの褥瘡管理をした場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※40との同時算定はしません。
42	継続的にご利用いただく方ごとの排せつに係る支援を行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※43.44との同時算定はしません。
43	継続的にご利用いただく方ごとの排せつに係る支援を行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※42.44の同時算定はしません。
44	継続的にご利用いただく方ごとの排せつに係る支援を行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※42.43との同時算定はしません。
45	継続的にご利用いただく方ごとの自立支援を行った場合、「基準」に従い算定します。
46	医療機関との間で、感染症の発生時等の対応を行う体制を確保しており、かつ職員が感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合に算定します。
47	医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に関する指導を受けている場合に算定します。
48	協力医療機関を確保し、かつ対象の感染症に感染したご利用いただく方に対し、適切な感染症対策、指定介護福祉施設サービスを行った場合に1月に連続5日を上限として算定します。
49	業務の効率化及び質の向上、並びに職員の負担軽減を目指して複数種類の介護機器活用等により、業務の効率化及び質の向上、並びに職員の負担軽減に関する実績がある場合に算定します。 ※50との同時算定はしません。

50	業務の効率化及び質の向上、並びに職員の負担軽減を目指して介護機器活用等により、業務の効率化及び質の向上、並びに職員の負担軽減に関する実績がある場合に算定します。 ※49との同時算定はしません。
51	ご利用いただく方に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※52との同時算定はしません。
52	ご利用いただく方に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※51との同時算定はしません。
53	ご利用いただく方に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、「基準」に従い算定します。
54	ご利用いただく方に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※55.56との同時算定はしません。
55	ご利用いただく方に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※54.56との同時算定はしません。
56	ご利用いただく方に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※54.55との同時算定はしません。
57	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※58.59.60との同時算定はしません。（R6年6月1日から）
58	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※57.59.60との同時算定はしません。（R6年6月1日から）
59	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※57.58.60との同時算定はしません。（R6年6月1日から）
60	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※57.58.59との同時算定はしません。（R6年6月1日から）
61	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※62.63との同時算定はしません。（R6年5月31日まで）
62	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※61.63との同時算定はしません。（R6年5月31日まで）
63	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※61.62との同時算定はしません。（R6年5月31日まで）
64	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※65との同時算定はしません。（R6年5月31日まで）
65	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※64との同時算定はしません。（R6年5月31日まで）
66	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。（R6年5月31日まで）

※「基準」とは、「別に厚生労働大臣が定める基準」をいいます。